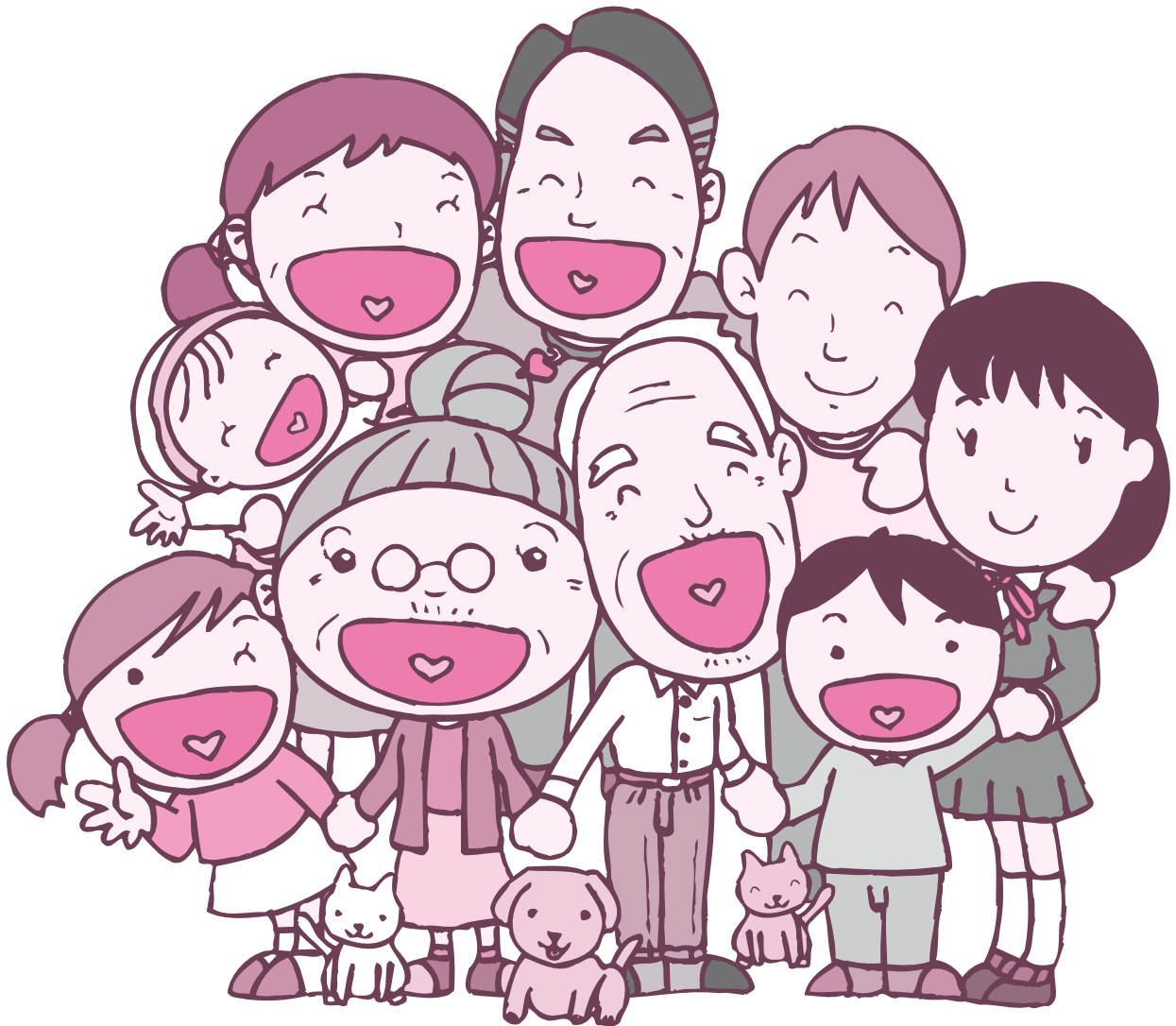


平成29年4月から

65歳以上の
皆さんへ

介護予防・日常生活支援総合事業
(新しい総合事業)が始まります

～健康でいきいきと生活できる支え合いの地域社会づくり～



富士見市

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、 要支援の方からお元気な高齢者の方の 介護予防と日常生活の自立を支援します♪

富士見市では、平成29年4月から、現在の要支援1・2の人が利用する介護予防給付のうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）の2つのサービスを全国一律の基準に基づくサービスから、市が実施する※1**新しい総合事業**の訪問型サービスと通所型サービスへ移行します。65歳以上で必要な方は、介護保険の認定を受けていなくても、※2**基本チェックリスト**の判断と適切なケアマネジメントにより、迅速にサービスを利用することができます。

※1「新しい総合事業」とは…

高齢者の多様なニーズに対して、地域の活動も含めた多様なサービスを充実し効果的な支援を目指すものであり、また、体操やボランティアなどの活動を行うことで自立した生活を続けることができるよう、市の事業として位置づけられました。

※2「基本チェックリスト」とは…

年齢とともに低下する運動や口腔機能の状態を確認し、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるためのチェック票です。基本チェックリストからどのような介護予防に取り組めばよいかわかります。希望する方は、高齢者福祉課までご連絡ください。（平成28年度は、65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方が対象となります。）

平成29年3月まで

予防給付

対象者：要支援1・2

内容：介護予防福祉用具貸与
介護予防訪問看護
介護予防通所リハビリテーション など

介護予防訪問介護
介護予防通所介護

現行どおり

移行

介護予防事業

移行

二次予防事業

対象者：基本チェックリスト対象者

一次予防事業

対象者：全ての65歳以上の人

平成29年4月から

予防給付

対象者：要支援1・2

内容：介護予防福祉用具貸与
介護予防訪問看護
介護予防通所リハビリテーション など

介護予防・日常生活 支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

対象者：介護保険の要支援1・2の認定を受けた方や基本チェックリストで対象と判断された方

内容：訪問型サービス、通所型サービス

② 一般介護予防事業

対象者：全ての65歳以上の方

内容：介護予防に関する相談、
介護予防教室、
ふじみパワーアップ体操、
介護支援ボランティアポイント など

① 介護予防・生活支援サービス事業

*詳しくは**高齢者福祉課**へお問い合わせください。

■訪問型サービス A

自分ではできない日常生活上の行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、ホームヘルパー等による調理や掃除、洗濯などの支援が受けられます。

■通所型サービス A

様々な活動をする通所型のサービスで、事業者による従来の介護予防通所介護に相当するサービスや、運動や趣味、レクリエーションなど多様なサービスの通いの場が想定されています。

■通所型サービス C（短期集中型）

原則3～6か月の短期間で行う介護予防教室で、運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善、認知機能の向上など、一人ひとりの状態の改善に取り組むためのプログラムを提供します。



② 一般介護予防事業

*詳しくは**健康増進センター**へお問い合わせください。

心身の力を維持・向上させるのに効果的な「ふじみパワーアップ体操」を中心に、様々な介護予防のための取り組みを行っています。

●介護予防に関する相談

高齢期の健康管理や体力維持に関する相談をお受けします。また、基本チェックリストを活用しながら一人ひとりの状態に合わせた予防の取り組みを紹介します。

●介護予防教室や講座の開催

転倒予防、腰痛ひざ痛予防、脳活性化、噛む力向上など、テーマごとの介護予防教室や、地域での出前講座などを開催し、介護予防活動の重要性を周知していきます。

●地域のための体操クラブづくり

町会や老人会など、地域の団体の要望に応じて、「ふじみパワーアップ体操」を中心とした健康づくりと交流の場づくりを支援します。地域住民主体で行う介護予防活動の支援なども行います。

●介護支援ボランティアポイント

高齢者によるボランティア活動にポイントを付与し、特典と交換します。ボランティア活動を推奨することで、社会参加と健康づくりをすすめます。（平成28年10月頃から開始する予定）

*各種教室や体操クラブなどには、リハビリテーション専門職が参加し、一人ひとりの健康レベルに合わせた介護予防活動の方法の提案や、支援をしていきます。

☆高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)にご相談ください☆

第1圏域 **むさしの** ☎049-255-6320 (〒354-0003 南畑新田 16-1)

<担当地域>東大久保・上南畑・下南畑・南畑新田・みどり野西・みどり野東・みどり野南・みどり野北・大字勝瀬・ふじみ野東1～4丁目・渡戸1～3丁目・羽沢1～2丁目・ふじみ野西3丁目の一部・大字鶴馬(渡戸東町会)

第2圏域 **ふじみ苑** ☎049-293-1168 (〒354-0021 大字鶴馬 3360-1)

<担当地域>山室1～2丁目・関沢1丁目・諏訪1～2丁目・羽沢3丁目・鶴馬1～3丁目・鶴瀬東1～2丁目・大字鶴馬(前谷町会、山室町会、諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会)

第3圏域 **えぶりわん鶴瀬 Nisi** ☎049-293-8330 (〒354-0026 鶴瀬西 2-8-25)

<担当地域>鶴瀬西2～3丁目・ふじみ野西1～4丁目・上沢1～3丁目・大字勝瀬(勝瀬西町会)

第4圏域 **みずほ苑** ☎049-256-7423 (〒354-0025 関沢 3-23-41)

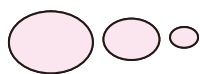
<担当地域>関沢2～3丁目・針ヶ谷1～2丁目・大字針ヶ谷・西みずほ台1～3丁目・大字水子(針ヶ谷1丁目町会)・大字鶴馬(鶴瀬西1丁目二葉町会、鶴瀬西1丁目西町会)

第5圏域 **ひだまりの庭むさしの** ☎049-268-5005 (〒354-0011 大字水子 1882-1)

<担当地域>水谷東1～3丁目・東みずほ台1～4丁目・貝塚1～2丁目・水谷1～2丁目・榎町・大字水子

高齢者あんしん相談センターは、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活していただけるように、相談や支援を行う地域の総合相談窓口です。

高齢者あんしん
相談センターは、
どんなことを
やってるの？



介護予防や事業の利用のことなど、困ったな…ということがあったら、お気軽に地域担当の高齢者あんしん相談センターへご相談ください♪



<新しい総合事業についての問い合わせ先>

富士見市役所 高齢者福祉課 TEL049-251-2711
健康増進センター TEL049-252-3771

富士見市マスコットキャラクター
「ふわっぴー」

平成28年7月発行